

## 家庭系ごみ収集体制最適化支援業務

### 公募型プロポーザル方式による契約候補者選定に係る実施要領

#### 1 目的

松本市では集合住宅から排出される家庭系ごみ（以下「集合住宅ごみ」という。）の一部は、民間契約による一般廃棄物収集運搬許可業者（以下「許可業者」という。）で収集しているため、排出方法及び分別区分が行政収集を行っている町会ごみステーションに排出されるごみ（以下「家庭系ごみ」という。）とは異なっている。

そのことが一因となり、集合住宅ごみには家庭系ごみより多くの不適物が混入していることから、分別の徹底を図り、ごみ排出量の削減につなげるため、集合住宅ごみについても家庭系ごみと同様に指定ごみ袋を使用した上で分別区分を5分別25区分とするとともに、収集体制を行政収集へと移行することを検討している。

本業務は、集合住宅ごみを行政収集とし、家庭系ごみを含めた収集体制の一元化を見据え、収集サポートシステム等を活用したデジタルデータに基づく現状分析とその分析結果に基づく最適な収集箇所（エリア）再編及び収集ルートの効率化案の作成、関係する収集事業者との合意形成の協議及び円滑な制度移行につながる検討等の支援を目的とする。

#### 2 業務概要

##### (1) 名称

家庭系ごみ収集体制最適化支援業務委託

##### (2) 業務期間

契約の日から令和10年3月31日まで

##### (3) 業務内容

別紙「家庭系ごみ収集体制最適化支援業務委託仕様書」のとおり

##### (4) 契約限度額

31,140千円（税込）

#### 3 参加資格

以下の資格を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は松本市財務規則（昭和3年規則第10号）第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 公告の日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

(3) 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6号第1項に規定する暴力団関係者ではないこと。

- (4) 松本市、国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 松本市の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。
- (6) 配置予定の管理技術者について、以下の要件を満たすこと。
  - ア 技術士法施行規則第2条第11号に定める衛生工学部門（廃棄物・資源循環）技術士又は同条第19号に定める環境部門（環境保全計画）技術士であること。
  - イ 過去10年間に於いて、行政の発注するごみ収集について収集サポートシステム等を活用したデジタルデータに基づく分析と家庭系ごみの最適化収集ルート策定を行ったことがあること。
- (7) 配置技術者は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係（公告日以前3か月以上の雇用）があること。

#### 4 スケジュール

令和8年 4月 1日（水）	公告
4月 8日（水）	質問書提出期限
4月15日（水）	質問書回答期限
4月20日（月）	参加表明書提出期限
5月15日（金）	企画提案書提出期限
5月19日（火）	第1次審査（書類審査）
6月 2日（火）	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）

※ 本プロポーザル参加事業者（以下「参加事業者」という。）が5社以上の場合、第1次審査を実施する。

#### 5 選考方法

- (1) 選考委員会
  - 契約候補者の選定に関する審査は、松本市が設置する契約候補者選考委員会が行う。
- (2) 第1次審査（書類審査）
  - ア 開催日
    - 令和8年5月19日（火）参加事業者が5社以上の場合のみ実施する。
  - イ 実施方法等
    - 提出された企画提案書で書類審査を行う。結果については、参加事業者全員に通知する。
- (3) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査の実施）
  - ア 開催日
    - 令和8年6月2日（火）

詳細については、別途通知する。

#### イ 実施方法等

- (ア) 参加事業者が提案書の内容について説明を行い、その後に審査員が質問を行う。
- (イ) プレゼンテーション及びヒアリング時間の目安は、45分とする。なお、プレゼンテーションは、30分とする。
- (ウ) プレゼンテーション時間を超過した場合や提案に関係の無い説明が行われた場合は、プレゼンテーションの打ち切りや中止を行う場合がある。
- (エ) プレゼンテーションは、「提案書（任意様式）」を投影し行う。
- (オ) プレゼンテーション及びヒアリング時における資料の追加は認めない。

#### (4) 審査事項

##### ア 審査基準

別紙、家庭系ごみ収集体制最適化支援業務委託プレゼンテーション及びヒアリング審査票のとおり

##### イ 評価方法

- (ア) 参加事業者から提出された企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、上記アに示す審査基準に基づいて評価し、順位を決定する。
- (イ) 審査における第1順位の提案を行った参加事業者を契約候補者として選考する。ただし、得点の合計が最大となる者が2者以上となった場合には選考委員会において協議のうえ、技術評価点の高い者を契約候補者として選定する。
- (ウ) 参加事業者が1者のみとなった場合においても、選考は要領に基づいて実施し、選考委員会において契約候補者としての選考可否を決定する。なお、この際の価格評価点は満点とする。

##### ウ 失格事項

次の要件に該当した場合は失格とする。

- (ア) 参加資格に定めた要件が備わっていない場合
- (イ) 契約限度額を超える金額を提案した場合
- (ウ) 技術評価点の得点率が7割に満たない場合
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (オ) その他不正行為があったと認められる場合

##### エ 選考結果の通知

- (ア) 選考結果は、速やかに参加事業者へ通知する。
- (イ) 結果について、異議の申し立ては一切認めない。

##### オ 提案の再募集

技術評価審査の時点で全参加者が失格となった場合は、参加表明のあった者を対象に再提案を求める。

## カ 契約候補者との協議

選考結果の通知後、契約候補者と提案書に沿って実施内容について協議を行う。その際、協議結果に基づき、提案内容の一部を変更する場合がある。

## 6 質疑応答等

### (1) 質問書提出期限

令和8年4月8日（水）16時まで（必着）

### (2) 提出書類

質問書（様式第1号）

### (3) 提出先及び方法

以下、担当部局へ電子メールにより提出し、受信したことを電話で確認する。

### (4) 質問書回答

回答は、令和8年4月15日（水）までに、質問者及び回答日において参加表明書を提出しているすべての者に対して行い、併せて市ホームページに掲載する。

### (5) 留意事項

ア 軽微な確認事項を除き、電話等による質問は受け付けない。

イ 回答は、募集要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

## 7 参加表明書等の提出

### (1) 提出締切日

令和8年4月20日（月）16時（必着）

### (2) 提出書類

ア 参加表明書（様式第2号） 1部

イ 会社経歴書（任意様式） 1部

ウ 業務実施体制及び予定技術者の経歴（様式第3号） 1部

エ 登記事項証明書（直近3カ月以内のもの。履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書） 1部（写し可）

オ 印鑑証明書 1部（直近3カ月以内のもの。写し可）

カ 納税証明書（直近3カ月以内のもの。） 1部（写し可）

所轄税務署発行の「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明及び松本市の市税が課税されている場合には、市税を滞納していない証明

キ 財務諸表の写し

ク 社会保険等の加入を証する書類 1部（写し可）

なお、令和8年度の松本市入札参加資格を有する者は、上記エからキについて提出を省略できる。

### (3) 提出先及び方法

以下、担当部局へ郵送または持参により提出する。

(4) 参加資格確認及び結果通知

参加表明書等の提出書類に基づき、参加資格の有無について確認し、その結果を書面にて通知する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出締切日

令和8年5月15日（金）16時（必着）

(2) 提出書類

ア 提案書類提出書（様式第4号） すわ

イ 企画提案書（A4両面印刷、長辺2点留め）

ウ 企画提案書の電子データを格納したCDまたはDVD-R

エ 本業務に関する提案見積書（様式第5号）

オ 見積内訳書（様式任意）

カ 業務協力予定書（様式第6号）（共同提案を予定している場合のみ）

提出部数は、上記イの企画提案書のみ社名入り1部、社名無し10部とする。それ以外は、各1部とする。

(3) 提出先及び方法

以下、担当部局へ郵送または持参により提出する。

(4) 提案書の内容

別紙、仕様書及び審査表を参照のうえ作成すること。

9 契約手続き

家庭系ごみ収集体制最適化支援業務委託の契約は、契約候補者で行う。

10 留意事項

(1) 応募に係る留意事項

ア 応募書類の取扱い

(ア) 応募者の提案は1件に限る。

(イ) 応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

(ウ) 参加事業者名は、契約締結後公開できるものとする。また応募書類は原則非公開とする。

(エ) 提出期限後に提出された書類の内容を変更することはできない。

(オ) 松本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。

(カ) 松本市が必要と認める場合、応募書類の提出後に、参加事業者に問合せることがある。

イ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とする。

ウ 応募書類等の著作権

応募書類等の著作権は応募者に帰属する。

ただし、松本市は、契約候補者の決定の公表等必要な場合、応募書類の内容を無償で使用するものとする。

エ 資料の取扱い

松本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。

(2) 応募書類作成に係る留意事項

ア 原則としてA4サイズとする。ただし、縦横は問わない。

イ 文字サイズは、11ポイント以上を基本とする。

ウ 応募書類作成の際に使用する言語は、日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

エ 記入する数字は、アラビア数字を用いる。

【例】 ¥123,000-

オ 記載事項を訂正するときは、誤字に2線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記し、押印する。ただし、金額の訂正は認めない。

11 担当

松本市環境エネルギー部資源循環推進課（担当 棚橋）

メールアドレス kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp

〒390-0851 松本市島内7576-1

電話 0263-47-1096

FAX 0263-40-1335

※ 組織改革または人事異動により担当者が変更となる場合がある。